



カリフォルニア沖のコンテナ船に関する新たな待機手順

こちらは、英文記事「[New queuing process for container ships off California coast](#)」（2022年2月17日付）の和訳です。

2021年11月16日、ロサンゼルス港とロングビーチ港がコンテナ船に関する新しい待機手順を導入しました。2022年1月10日には、サンフランシスコ湾岸地域のオークランド港もこれに加わりました。導入の目的は、直前の寄港地からロサンゼルス、ロングビーチ、サンフランシスコ湾岸地域へと向かう船舶が、太平洋を減速航行し、輸



送時間を最適化できるようにすることで、該当区域で停泊したり時間調整する船の数を減らし、安全性の向上と大気環境の改善を図ることにあります。

従来の待機手順と新しい待機手順

変更前は、コンテナ船が実際に到着し、サンベドロ湾湾複合施設から20海里、オークランド港から80海里の線を越えた時点で入港待機リストに指定されていました。

新しい手順では、船舶がロサンゼルス港、ロングビーチ港、オークランド港の直前の寄港地を出発した時刻に基づいて入港待機リストに追加されます。その後、計算された到着予定時刻を基にリスト内で優先順位が決定されます。この新しい手順の狙いは、船舶が混雑した海域で集中してバース待ちしないように、減速航行して洋上で間隔が取れるようにすることです。

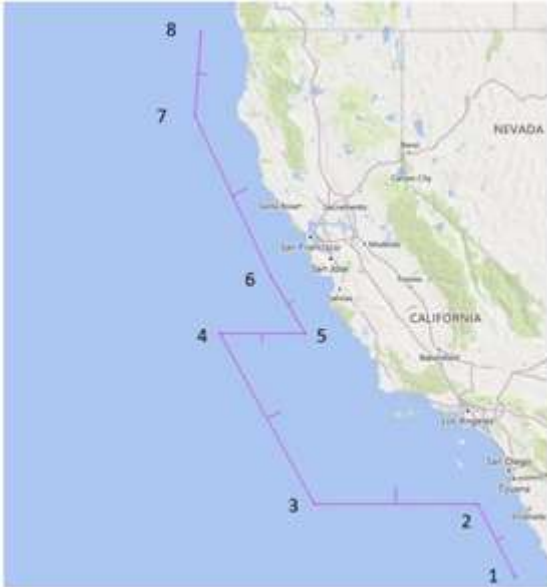
安全大気汚染防止区域

大気質の改善を目的とするプログラムの一環として、南カリフォルニアとサンフランシスコ湾岸地域のマリンエクステンジでは、安全大気汚染防止区域（SAQA）が次のように規定されました。

SAQAは、次の座標間を結ぶ線の海岸側エリアとして定義されています。

1. 北緯 30 度 20 分 西経 117 度 00 分
2. 北緯 32 度 00 分 西経 118 度 00 分

3. 北緯 32 度 00 分 西経 122 度 20 分
4. 北緯 35 度 45 分 西経 124 度 50 分
5. 北緯 35 度 45 分 西経 122 度 35 分
6. 北緯 37 度 00 分 西経 123 度 30 分
7. 北緯 40 度 18 分 西経 125 度 30 分
8. 北緯 42 度 00 分 西経 125 度 20 分



この地域は、中央カリフォルニアの海岸から西に約 50 マイル、南カリフォルニアから西に約 150 マイルにあり、ミサイル実験場から離れた場所にあります。

コンテナ船は、適正と考えられる接岸予定時刻の 72 時間前まで、SAQA の外で待機する必要があります。この手順は、現在の港の輻輳に対処することを目的としており、輻輳の緩和に応じて変更される可能性があります。Gard のロサンゼルスとロングビーチのコレスポンデントによると、新しい待機手順の導入後、混雑は大幅に緩和されたとのことでした。

洋上でのドリフティングの問題

悪天候：荒天はクレームの大きな原因の 1 つです。最も典型的なクレームは船体や機械の損傷、コンテナの荷崩れです。船員が天候の悪化を把握していなかったり、過小評価していると、悪天候の影響がより深刻になる可能性があります。

航行の安全性：他船が近くにいる状態でのドリフティングには、操船上のリスクが伴います。また、ドリフティングが長時間に及ぶと、ブリッジチームの緊張感が低下する恐れがあります。

燃料切れ：ドリフティングが予定よりも長くなった場合、燃料を予定よりも多く消費することになり、燃料切れが生じる可能性があります。

推奨事項

- 天候の変化を注意深く観察し、十分に時間的な余裕を持って適切な予防措置（その場所から離れることを含む）が取れるようにしてください。暴風雨時や緊急時には、船舶の安全を確保するために、SAQA に入ることができます。
- USCG 発行の「[Heavy Weather Advisory: Winter Weather Update（荒天時の注意事項：冬季の天候に関する最新情報）](#)」（2022年4月1日まで有効）に記載されている推奨事項を船員に周知するようにしてください。その中でも特に以下の点に留意してください。
 - 他船から3海里の距離を保つこと
 - 推進プラントはすぐに使用できる状態にしておくこと
- ドリフティング中、正当な理由なく運転不自由船（NUC）の灯火や形状物を表示したり、自動船舶識別システム（AIS）のステータスを NUC に変更したりしないように注意してください。ただし、衝突規制の要求どおりに操船できない場合は除きます。
- ドリフティングが長時間に及ぶ場合に燃料切れが生じないように、予備燃料の量を見直す必要があるかもしれません。SAQA への立ち入りは、補油のほか、船員の交代や船舶用品の積み込みなど、日常的な船舶の運航に必要な場合にも許可されています。
- 新しい待機手順についての質問は、現地代理店にお問い合わせください。

本アラートは、Gard のコレスポンデントである Peacock Piper Tong + Voss LLP 法律事務所の Tara Voss 氏からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。